

# 令和4年第5回臨時会会議録 1日目

◇ 招集年月日 令和4年11月11日

◇ 招集場所 松野町議場

◇ 招集議員 7名（応招 7名・不応招 0名）

◇ 出席議員

議席 番号	氏名	応 不	出 欠	議席 番号	氏名	応 不	出 欠
1	村尾重利	応	出	5	森岡健治	応	出
2	関本豊	〃	〃	6	加藤康幸	〃	〃
3	山下智恵	〃	〃	7	赤松紀幸	〃	〃
4	近藤由美子	〃	〃				

正・副議長	氏名
議長	村尾重利
副議長	関本豊

事務局職員	氏名
事務局長	大谷吉廣
書記	岡崎智恵子

◇ 開 会

議長、令和4年第5回臨時会第1日目を宣告（10：30）

◇ 会議録署名議員

議長、次の両議員を指名

議席番号	氏 名
6 番	加 藤 康 幸
7 番	赤 松 紀 幸

◇ 会期の決定

表紙に記載のとおり

◇ 議事諸報告

(1) 提出案件及び議事日程

あらかじめ配布している議事日程のとおり

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	坂 本 浩	農 林 振 興 課 長	小 西 亨
副 町 長	八 十 島 温 夫	町 民 課 長	久 保 田 忠
教 育 長	三 好 秀 二	教 育 課 長	森 本 秀 行
総 務 課 長	友 岡 純	保 健 福 祉 課 長	瀧 本 美 樹
ふるさと創生課長	井 上 靖		

議 長	<p>ただいまから、令和4年第5回松野町議会臨時会を開会します。</p> <p style="text-align: right;">(10:30)</p>
町 長 坂 本 町 長 議 長	<p>それでは、町長から、議会招集挨拶を受けます。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p>
	<p>それでは、議会の開会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>本日、令和4年第5回臨時議会を招集いたしましたところ、議員各位には何かと御多用中にもかかわらず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。秋も深まり、朝夕めっきりと肌寒さを感じるようになりましたが、先月8日には、日本各地で皆既月食が観測され、松野町でも、澄み切った夜空のもとで、多くの方が、神秘的な天体ショーを楽しまれたのではないかと思います。さて新型コロナウイルスの感染状況につきましては、9月末には陽性者の全数届出方式が見直され、その後の感染数の減少、病床使用率の低下などを受け、10月29日から、県独自の警戒レベルについても、ワンランク下の感染警戒期に切替えられました。しかしながら、直近の動向では、松山市や東予地域において、感染者数の増加が見られ、予断を許さない状況です。これからの季節性インフルエンザの同時流行、そして第8波の到来への警戒を強めるとともに、町民の皆様、それぞれの立場で、感染防止対策に努めていただきたいと思います。一方で、6日には、えひめ南予きずな博の一環として、南予BBQフェスティバルin松野が、道の駅虹の森公園で開催され、2千人を超える来場者の皆様に、バーベキューの楽しさを満喫していただきました。南予の山や海の幸を生かしたバーベキューメニューの提供のほか、高校生が開発したバーベキューソースのできを競う南予BBQソース甲子園では、県内10の高校から、エントリーがあり、それぞれの地域の素材を活用し、工夫を凝らしたソースを発表していただきました。今後も、コロナの感染拡大防止に気を配りながら、このようなイベントや交流事業を実施し、地域の活</p>

	<p>性化につなげていく、こういったことも必要であると考えております。</p> <p>さて本日の臨時会に御提案申し上げます案件は、専決処分の承認1件、一般会計補正予算に係る議案が1件、議会からの発議が1件となっております。</p> <p>町から提案いたします議案の詳細につきましては、後ほどそれぞれ御説明を申し上げますが、何とぞよろしく御審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。</p> <p>どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>次に、今期臨時会に関する諸報告をします。</p> <p>まず、今期臨時会に提出される案件を報告します。</p> <p>今回提出される案件は3件であって、この議案番号、件名の詳細は、お手元に配布しております議事日程表により御承知をお願いします。</p> <p>続いて、本日の議事日程を報告します。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめ配布しました議事日程表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p> <p>次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議に出席する者は、お手元に配布しております一覧表のとおりです。</p> <p>御承知をお願いします。</p>
議 長	<p>これから、本日の会議を開きます。 (10:35)</p> <p>日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、6番加藤康幸議員、7番赤松紀幸議員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第2 「会期決定の件」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>

議	長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、本臨時会の会期は、本日1日間に決定しました。</p>
議	長	<p>日程第3 承認第7号「専決処分の承認について（令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。</p> <p>町長に提案理由の説明を求めます。</p>
坂本町	長	<p>「議長」</p>
議	長	<p>「坂本町長」</p>
坂本町	長	<p>それでは、承認第7号「令和4年度松野町一般会計補正予算（第4号）」について、提案理由を御説明申し上げます。</p> <p>本案は、地方自治法第179条第1項の規定により、本年10月12日付けで専決処分をいたしました補正予算につきまして、同条第3項の規定に基づき、その承認を求めるものであります。</p> <p>今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国の施策に基づき、住民税非課税世帯等への経済的な支援として、臨時特別給付金を支給するための経費を追加したものであります。</p> <p>歳入歳出予算の補正額は5千256万3千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ44億9千824万9千円としたものです。</p> <p>歳出予算の補正内容は、3款民生費の社会福祉費に新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、国の施策により、特に家計への負担が大きい住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり5万円の現金給付を行うための住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金5千万円を追加するほか、システム構築委託料198万円や通信運搬費等の事務費合計で5千256万3千円を追加し、これらに対応する歳入補正予算として、14款国庫支出金5千256万3千円を充当しております。</p> <p>以上、よろしく御審議を賜り承認いただきますようお願い申し上げます。</p>

議	長	ます。
議	長	これから、本案に対する質疑を行います。 (質疑 ～ なし)
議	長	質疑なしと認めます。 お諮りします。 ただいま議題となっております承認第7号は、即決したいと思いま す。
議	長	御異議ありませんか。 (異議なしの声)
議	長	異議なしと認めます。 したがって、承認第7号は即決することに決定しました。 続いて、本案に対する討論を行います。 まず、原案に反対者の発言を許します。 (反対討論 ～ なし)
議	長	次に、原案に賛成者の発言を許します。 (賛成討論 ～ なし)
議	長	討論なしと認めます。 これから、承認第7号を採決します。 本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。 (起立 ～ 全員)
議	長	起立全員です。 したがって、承認第7号「専決処分の承認について(令和4年度松 野町一般会計補正予算(第4号))」は、原案のとおり可決することに 決定しました。
議	長	日程第4 議案第73号「令和4年度松野町一般会計補正予算(第 5号)」を議題とします。 町長に提案理由の説明を求めます。
坂本町	長	「議長」
議	長	「坂本町長」

坂 本 町 長

それでは、議案第73号「令和4年度松野町一般会計補正予算（第5号）」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回提案いたします補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格、物価高騰により停滞している地域経済の活性化を図り、あわせてマイナンバーカードの普及を促進することを目的とした、マイナンバーカード普及促進地域振興金発行支援事業のほか、障害福祉及び高齢者福祉に係る施設事業者に対する松野町福祉版応援金事業等、新型コロナウイルス感染症対策に関連した事業のほか、急を要する諸事業の補正を中心に編成をしております。

歳入歳出予算の補正額は6千539万1千円の追加で、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ45億6千364万円にしようとするものであります。

まず、歳出補正予算について説明申し上げます。

2款総務費の戸籍住民基本台帳費には、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、原油価格物価価格により停滞している地域経済の活性化を図るとともに、マイナンバーカードの普及を促進することを目的として、マイナンバーカードの取得者に対して、町内事業者や店舗で利用できる地域振興券を、1人当たり5千円配布するため、マイナンバーカード普及促進地域振興券発行支援事業費補助金1千307万4千円を、事業実施主体である商工会に交付するほか、通信運搬費等の事務費を合わせ、合計で1千440万6千円を追加しております。

次に3款民生費では、老人福祉費に、長期化するコロナ禍での大きな負担に加え、原油価格、物価の高騰により、施設運営が更に厳しさを増している中、サービスを維持しながら懸命に運営を続けておられる障害福祉及び高齢者福祉施設事業者に対する松野町福祉版応援金383万円を計上しております。

6款農林水産業費の農地費には、目黒部落内の集落や公共施設などを結ぶ重要な路線である西の川地区農道の路面の舗装工事費用を当

初予算に計上しておりましたが、測量設計業務の結果、舗装の安定性等を考慮し、表層のみの舗装から表層及び上層路盤を適用する舗装に変更することとしたため、その仕様及び数量変更による増額分の工事請負費500万円を追加するものです。

次に7款商工費では、地域振興費に、新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に大きな影響を受けている町内観光宿泊事業者を支援するため、当初予算において予算措置していた、宿泊費の割引体験メニューの割引経費に対する補助金について、当初の想定を大きく上回る利用者があったことを受け、不足する予算の追加として、観光宿泊事業者応援事業費補助金3千379万5千円を計上しております。

11款災害復旧費では、社会教育施設災害復旧費に、令和4年9月18日から9月19日にかけて、台風14号の襲来の被害によりまして、松野町屋内多目的広場、通称森の国ドームの屋根が損傷したため、修繕を行うための工事請負費836万円を追加しております。

これらに対応いたします歳入補正予算として、14款国庫支出金1千823万6千円、20款諸収入418万円、21款町債のうち過疎対策事業債500万円、災害復旧事業債410万円を追加するほか、最終の財源調整として10款地方交付税3千387万5千円を追加しております。

以上、よろしく御審議を賜り承認いただきますようお願いを申し上げます。

議長

これから、本案に対する質疑を行います。

5番 森岡

「議長5番」

議長

「森岡議員」

5番 森岡

7款1項2目、商工観光振興費について質問させていただきます。  
今ほど、上がっております観光宿泊事業者応援事業費補助金について、新型コロナウイルス感染症により経済対策として、民宿ほかに支援する事業について否定するものではありませんが、説明の折に、アンケートを実施しており、今後、リピーター確保につないでいく、ア



<p>坂 本 町 長</p> <p>議 長</p> <p>坂 本 町 長</p>	<p>アウトドアの聖地を目指すと言われてます。</p> <p>そこでこのたび、全国から約1万2千500人の方が、本町に観光で来られているのが、町内にどのくらいの経済波及効果がみられたのか、把握しているのか、お尋ねいたします。</p> <p>また、今後リピーターに、事業者と行政とで、どのようにリピーターにアピールしていくか、計画は既に取り組んでいるのではと推測いたしますが、また県内の利用者が34%であるが、体験メニューのみの方も多いのではないでしょうか。</p> <p>町内で、いかに消費をしていただくか、考えをお聞かせ願えればと思います。</p> <p>また、アウトドアの聖地を目指すと言われてますが、本町において、1日、2日、その休暇をゆっくり遊んで楽しんでいただくことのできる環境整備が必要なのではないかと、虹の森を核とした企画を当初で提案していただくことを強く要請して質問と兼ねます。</p> <p>以上です。</p> <p>「議長」</p> <p>「坂本町長」</p> <p>はい。</p> <p>詳細は担当のふるさと創生課長から回答させていただきますが、経済波及効果、これにつきましてはですね、実際の支援金と同額以上の業者に直接お客さんが支払う収入がありますが、それ以上に、私ではですね、この町内に経済的な効果があったというふうに考えております。</p> <p>それプラス、このコロナで大変地域が疲弊している中で、松野町が一生懸命観光交流事業をやって、コロナ対策に気をつけながらですけども、地域の元気さをアピールするということは、非常に効果があったというふうに思っています。</p> <p>こういった今回来ていただいた皆様ですね、しっかりリピーターとして確保する、そして今回のキャンペーンで来ていただいたお客さん</p>
--	---

に、ほかのお客さんを連れて来てもらう、こういったことを、事業者とともに我々行政もやっていかなければならないと思っています。

そのための重要なデータが、今回のこの事業で把握することができましたのでこれを活用していきたいというふうに思っています。

また、滑床が、今回中心でございましたけれども、滑床に来たお客さんをいかにこの町内で回していくか、町内の滞留時間を伸ばしていくかということは、もうこれずっと以前から問題として把握しておりますので、虹の森公園、あるいは文化施設であります芝不器男記念館、目黒ふるさと館、そういったところも連携して、ぽっぽ温泉も含めまして、予土線を含めまして、何かこう皆さんが松野に来て、いろんなことを体験していただくということを、これから工夫していきたいと思っています。

このようなポストコロナの時代の観光戦略ということにつきましてはですね、是非、来年度令和5年度から、しっかりと取り組んでいきたいと思えます。

そして、森の国のこのまちづくり、ちょっと今コロナで停滞をいたしましたけれども、ここから再び立ち上がることができますように、来年度の業務計画及び当初予算で、しっかりと皆様にお伝えをいたしまして、また御審議を賜りますようお願い申し上げます、私からの答弁といたします。

続きまして、ふるさと創生課長から答弁をさせていただきます。

「議長」

「井上課長」

はい。

それでは少し数値的なものも含めて、補足で御説明をさせていただきます。

まず最初に今回、1万2千500人のお客様がこの観光宿泊事業者応援事業で、松野町を訪れて利用をしていただきました。

当然、利用していただく際に、いろいろなデータをいただいたわけ

井上ふるさと創生課長

議長

井上ふるさと創生課長

なんですが、発地、いわゆるどこから来ていただいたのか、また利用者の性別であるとか、後、どういった旅行形態で来られているのかっていうのをいただいております。

これをですね、これから分析をしまして、リピーター獲得に向けた効果的なPR方法であるとか、どこにボリュームを持って広報活動をするのか、その広報の方法はどういったことでやるのかっていうのを、検討して参りたいと思います。

特筆すべきところでいきますと、県内の利用者が34%、これは想像していたよりは少し低い数値です。逆に言いますれば、関東から19%、関西から21%、そのほか中国地方であるとか、海外からであるとか、少ない数字ではありますが、数字が出ております。関東関西圏からのお客様が、合計すると40%来ているということが、今回すごくいいデータが得られたと思っております。

これは、言い換えてみれば、松野町がこれまで取り組んできた自然環境を生かした観光集客力を向上させていく取り組みというのが、広く浸透しつつあるという結果だと思っております。

このことをですね、しっかりと分析して、これからリピーター獲得に向けて、そして何回も何回も本当に来ていただくお客様を獲得するように、努力して参りたいと思います。

そして来たお客様がいかに松野町に長く滞在をしていただいて、松野町で楽しんでいただけるようなことを、これからしっかりと考えていかなければなりません。そうしますと、必然的に経済的な効果も町内で発揮できる、発揮していただくということになっていきます。

先の議会において、温泉水を広く活用していただく条例を制定していただきました。お認めいただきました。早速その件につきましても、利用をしたいという事業者の方が手を挙げていただきまして、今、最終的な調整をしているところです。

先ほど申し上げましたが、これは滞在時間を延ばすということの1つの取り組みの成果だと思っております。

町内に、当然、滞在時間を延ばすための仕組みはどんどん作っていかねばならないと思っております。

特に、宿泊であるとか、飲食であるとか、そういったサービスを提供していただける事業者が、提供しやすいような、引き金になるような施策も今後、考えていく必要があると今のところ考えております。

更には、松野町のみならず、この四国西南域といいますか、この予土線沿線の市町、連携しまして、全体で来客するお客様のパイを広げていくというところも、取り組まなければならないと思っているところです。予土線沿線5市町でタッグを組みまして、予土線を切り口に自然環境であるとか、いろいろな体験メニューとかコンテンツが、予土線沿線には散らばっております。ちょうど松野町はその1番の真ん中の場所に位置をしますので、そういった地理的な優位性といいますか、地理的な要素も考えた施策を打っていかねばならないとも今考えているところです。

いずれにせよ、今回利用させていただきました、取り組みをさせていただきました観光宿泊事業により、1万2千500人の方が、全国各地より松野町に来ていただきました。そこで得られました情報とかを有効活用して、今後、松野町でより多くの方がゆっくりと滞在をしていただく、そして地域経済の活性化につなげていくという取り組みをですね、更に加速させて参りたいと考えておりますので、何とぞ、今回の補正予算につきましても御承認賜りますようお願い申し上げます。説明を終わります。

5 番 森 岡  
議 長

「議長5番」

「森岡議員」

5 番 森 岡

はい。

考え方聞かせていただきありがとうございました。

県知事も、アウトドアに力入れていただいております。本町ならではの施策に取り組んでいただきたいと、また5市町と協力するところ

<p>議 長</p>	<p>は協力し、また本町独自のことも結構です。早く取り組んでいただいて、コロナ前の松野町の、活性化につなげていただけたらと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p>
<p>7 番 赤 松 議 長</p>	<p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>私の質疑には数点ございますので、スムーズにその内容が進行できますためにメモをお渡ししたいと思っておりますので、お許しを願いたいと思っております。</p> <p>それでは私も、商工振興費の松野町観光宿泊事業者応援事業費補助金、3千379万5千円の補正予算についてお伺いをいたします。</p> <p>私のほうの質疑は、補助内容を中心にしてお伺いいたします。</p> <p>本補助金は、新型コロナウイルス感染症拡大により、経営に大きな影響を受けている観光宿泊事業者を支援するため、宿泊者の割引や体験メニューの割引経費を、利用料金ごとに決められた額の半額程度を事業者に補助するものでございます。</p> <p>このため、当初予算に2千34万円の補助金を計上されておりましたが、この予算を大幅に上回る利用者があったため、予算額をはるかに超える5千413万5千円の割引料金が必要となり、その結果3千379万5千円が不足するとの説明でございますが、この事業の実施に当たっては、松野町観光宿泊事業者応援事業費補助金交付要綱が制定され、実施に必要な事項が取り決められております。</p> <p>それによりますと、この補助金は、予算の範囲内において交付することとなっており、またPRのために作成されたパンフレットにも、「事業予算に達した場合、割引キャンペーンは終了いたします。」と、はっきり書かれております。</p> <p>当初予算では、2千34万円を全額国庫補助金の財源で計上されましたが、今回の3千379万5千円の追加補正予算には、国の補助金</p>

が見込めず、全額を一般財源により支出しなければならなくなったとの説明を受けております。

このようなことを踏まえましてお聞きいたしますが、まず第1点、問題となっているこの事業は、予算の範囲内で実施する予算限定の補助事業であるとの認識は、職員をはじめ補助対象事業者の関係者は、十分分かっておられたのか、徹底できていたのか。

次2点目、予算限定の事業であると分かっているのであれば、私も新聞やニュースで、このようなキャンペーンが行われると、その日のうちに予約等で完売になったと見たことがあります。町内の補助対象である12事業者の方とどのような連絡方法で、事業実施をうって行っておられたのか。

第3点、この事業は、令和4年6月17日から開始されておりますが、予算が補助限度額になったことが分かったのはいつの時点か、その時どのような手を打ったのか。

4点、これまでの過去の実績を踏まえ、今回も予算内で完了できるという判断だったのか、それとも、以前のように国庫補助金の追加配分があるとの見通しであったのか。

第5点、今回の追加補正予算の議会提案までに、国県や補助対象事業者等との関係者とどのような対応策や協議を重ねてこられたのか。

以上、お聞きいたします。

坂本町長  
議長  
坂本町長

「議長」

「坂本町長」

はい。

御指摘の、この応援事業補助金でございますけれども、赤松議員さんもその効果については、一定お認めいただいているんじゃないかなと思いますので、それを前提にしましてですね、この制度の運用上のことに絞って、私のほうから答弁をさせていただきます。

なお詳しく、今いただいております質疑の5点につきまして、詳しい内容は後ほど担当課長のほうから御説明を申し上げます。

まずこの制度につきましてはですね、今欠陥があるのではないかと  
いう御指摘でございますが、確かにこの運用上、我々にとって我々が  
不手際はございました。

まず1点はですね、事業者と緊密な連絡を取らなかったことにより  
まして、今どれだけ予算が執行されているか、必要とされているかと  
いう状況が、なかなか途中で把握できなかったという点があります。

後、まずは、たくさんの人に来ていただきたいということで、予算  
の範囲内という文言は御指摘のとおりチラシにも書いてるんですが、  
非常に小さい文字で書いておりまして、なかなかこれ一般のお客さん  
が、これを見てその内容、状況を把握するという事は難しいという  
ふうに思っております。そして、それよりもっと大きい字で9月末ま  
で対象ですよってということも、うたわらせていただいております。

こういった状況の中、事業者さんとしましては、このコロナの第7  
波を生き延びるたびに多くの宣伝に体力をかけてですね、お客さんを  
呼んでいただきました。

ほかの観光地が、第7波で大変深刻なダメージを受けている中、こ  
の松野町につきましては、ほかのどこよりも、もっとお客さんが来て  
いただいた、活発に観光事業ができたということは、事業者さんの努  
力もありますけれども、私はこの応援金が、一定程度効果を表したん  
ではないかと思っております。

そういった中でですね、確かに、このキャンペーンの期間の終わり  
頃になりまして、非常にたくさんの予算といいますか、現状の予算で  
は足りないという状況が把握をできましたけれども、じゃあその時点  
でですね、じゃあ予算がオーバーしましたから、申請されてる分だけ  
しかお金を出せませんと、今売掛で残っている分につきましては、事  
業者さんが、自分で何とかしてくださいということは、私はそれはこ  
れから観光事業、民間と一緒に進める上でできない、確かに規約を読  
めば、予算の上限に達すればそこで止めるべきかもしれませんけれど  
も、私はそれ以上に事業者さんとの信頼関係を損なう、事業者さんに

不公平を与えるということは、行政上、これはできないという判断をいたしまして、今回、このような非常に私も心苦しい思いでございませうけれども、議会に無理なお願いをさせていただいているわけでございます。

事情を酌み取っていただきましてですね、こういったキャンペーンこれからもコロナ禍の中で引き続きやる可能性もありますけれども、そういった場合は、事前にいろいろなパターンを察知しまして、予想をしまして、今回のようなことがないように努めて参りますので、御理解をいただきますようお願いをいたします。

後は、担当課長のほうから御説明いたします。

「議長」

「井上課長」

はい。

今ほど、町長のほうから答弁をさせていただきましたように、今回事業者様との連絡不足によりまして、制度の運用上、今、どれぐらいの利用者が来ているのかを把握する手だてがうまく構築できなかったことによりまして、非常に多額に追加予算を、補正予算の議案を上程させていただいた事態につきまして、大変申し訳なく思っております。

実際に補助限度額を超えるぞというようなことが分かったのが、9月下旬頃でございます。まだその時ははっきりした数字は、こちらもつかんでおりませんでした。

事業、9月30日に終わりました、皆様からいろいろと事業実績報告いただく中で、10月中旬ぐらいに事業の費用が確定をしております。で、今回の補正予算になったわけで、補正予算の議案上程になったわけでございます。

当初予算を編成する際には、これまでの過去の実績、実は、「遊ぼう泊まろうキャンペーン」令和2年度に1度やっておるのですが、そちらの数字等を勘案しながら、当初予算の編成をしたわけなんです

井上ふるさと創生課長

議長

井上ふるさと創生課長



<p>7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>が、非常にその時の見込みが甘かったと考えております。</p> <p>また今回のですね、議案を提案するまでに、事業者様とは、今、いただいた実績の金額についてのお話というのはですね、もう既にお支払いしている事業者さんも実はございますが、まだお支払いしていない業者様もいらっしゃいますので、いろいろとその辺りですね、現在の状況をですね、お話をしながら、この事業について補正予算で対応させていただくことを、今からお願いをしていくというような話をさせていただいておるところでございます。</p> <p>以上、説明終わります。</p> <p>「議長7番」 「赤松議員」</p> <p>今の町長と担当課長との説明を聞いておりましたが、私は決してこの観光事業、今回の施策を否定するものではございません。</p> <p>今説明がありましたように、今回1万2千人余りの観光客が本町を訪れていただいております。その経済効果も多大であったと思います。ですからそれは大変、役場の関係者の皆さん等を評価するわけですが、私が申し上げたいのは、この事業の本旨であります補助金、これは当初予算においても、この2千34万円の補助を計上された時に、我々に、私ども議員に説明があったのは、配分予算に達した場合は終了するというような文言も入っとるわけでございます。ですから、私たちは、こういう説明が、ここに書かれておるような内容を了解して、予算計上を認めてるわけでございます。</p> <p>そのような中であって、今までの執行が、予算の執行が9月下旬頃に気がついて、その時点では大幅にオーバーしていたという説明でございましたが、当然予算というものは、限定されるのであればですよ、幾らでも、その訪問者、利用者があるのであれば、追加予算をいたしますということで、当初予算に説明があれば私は何も言わないわけでございます。このようにはっきりと予算は限定予算ですよということをやられて、認めておるわけでございますので、それならその対</p>
------------------------------------	---

応を、事務を処理する方、職員は、それを踏まえた事務処理をされるべきではないでしょうか。

その基本的なことが、やはり間違っていたんではないかと思えます。ということで、本来であれば、これも最終的に追加補正予算を当初予算のように国庫補助の対象になるのであれば、私は言いません、何も言いません。

ところがこれが一般財源での対応、全てということでございますので、この追加補正の3千379万5千円というのは、松野町には、有権者3千200人余りと思うんですが、1人割ったら1万円なんです。1人当たり1万円に相当する金額でございます。

3千300万円というのは、松野町にとっては大変な額でございます。そのような大金を、このような内容で、補正予算の要求があつて、それを議会としても、「仕方ないわえ」というようなことで、承認する認めるということが、町民の立場になった時に、果たして良いものでしょうか。

私は、そういうことを考えて、質問をさせていただいたところでございます。

もう少し、今後の対処方法について、もうこれ5千万余りの支出になったという、もうこれは事実でございますが、1番大事なのは、今からできることは、今後どのように、この問題をなるべく問題なく対処していく方法を、行政として、町長以下真剣に考えられるのが役目じゃないでしょうか。

そういうことを思っておるわけでございますが、何か、お考えがあればお聞かせ願います。

坂 本 町 長

「議長」

議 長

「坂本町長」

坂 本 町 長

はい。

御指摘のとおりですね、この事業を運営していく上で、確かに、先ほど申し上げましたように、不手際といいますか不備があつたという

ことは事実でございまして、そのせいで一般財源、多額の一般財源が必要になったということ、これは大変申し訳なく思っています。

ただしですね、本当に必要なものであれば、私は一般財源でも、どんどん対応すべき、特にコロナ対策につきましてはそう思っています。

一方で、今回、国のほうからコロナの交付金、これまで何回にもわたって、非常に多くの交付金がありましたが、その交付金の中で、これまで町がどうしてもやるべきだったことを一般財源でもやらなければならなかったことが、大分コロナの交付金のおかげでやることができました。

私は、議員さん言われるようにですね、交付金があるからやる、一般財源じゃ駄目という考えではなくて、やらなければならないことは、コロナの交付金を活用しながらやっていくという姿勢に、これからもやっていきたいと思えます。

今回、どうしても私は30年の西日本豪雨災害からコロナにかけて、本当に痛手を負った観光事業者、この方たちに再びこうチャレンジする意欲を持っていただきたかった、きっかけにさせていただきたかったということで、この支援事業をスタートしたわけでございますし、そこがですね、たくさんのお客さんが来ていただいたから、じゃあ逆にもう予算がないから止めようじゃなくて、私は議会にもお願いをして、これ事後承諾になったこと大変申し訳ないと思えますけれども、これをきっかけにまた森の国松野町、盛り上げしょうやということで御理解をいただきたいというふうに思っております。

ただし今回のこういった予算要求、全て私は、胸を張って皆様にお願ひしているわけでございませぬ。本当に内心じくじたる思いでございませぬし、事務担当者につきましても、課長をはじめ、どうしてこういうことになったのか、厳しく叱責をさせていただきました。

そういった中で、これからのこういった同様の事例につきましては、二度とこういうことを繰り返さないように、十分に注意をしたい

	<p>と思いますし、また、今回のこの事後処理につきましても、一般的常識的ではないんですが、例えば事業者さんに、ある程度まけてくれとか、支払いを後にしてくれっていうのはね、私は本当に言えないと思います。今の皆さんの状況を勘案しますと。</p> <p>そういったことで、今回、このように臨時議会での提案になったわけでございますけれども、御理解いただきますようお願いを申し上げます。</p>
7 番 赤 松	「議長 7 番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	<p>町長のお考えもよく分りましたが、やはり町長は、町民の福祉向上に尽力されておることは分ります。ですけど、やっぱりルールがあるわけでございます。ルールを抜きにして、やはり町民の方が喜ばれるから、執行、予算等使ってもいいということは、いかがなものか、いささか、いかがなものかと私は思います。やはり、ルールなくして、そやから最初からこういうような予算のそういう恐れがあるのであれば、わざわざ予算、限定予算じゃなしに、多く訪れた方には、全ての人に対応できるようなことにしますよということを最初から言われておれば、こういうこと、なんにも私も言いませんし、それで事無くこの事業が成功裏に終わったと思うわけでございます。しかし、やはりルールというものがあるから、このような心配をするわけでございます。</p> <p>そこはよくお考えをいただいたらと思います。</p> <p>後でまた私の考え言うことになりますので、以上で質問を終わります。</p>
坂 本 町 長	「議長」
議 長	「坂本町長」
坂 本 町 長	<p>はい。</p> <p>我々公務員、ルール、法令遵守がこれ最大の原則でございます。</p> <p>ただし、今回、私の判断としましては、何と申しますか、事業者間</p>

<p>議 長</p>	<p>で先に申請をした事業者さんは、満額支援金がもらえます。後に回された方は、予算の都合であなた方は出ませんっていうことは、私は公平な政治をする上で、こっちのほうが問題だというふうに思っておりますので、ここのところはですね、水掛け論になってしまいますので、私はそういうふうに思っているということで、皆様にお聞きいただいたらと思います。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほか質問はありませんか。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております議案第73号は即決したいと思います。</p>
<p>議 長</p>	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第73号は即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>
<p>7 番 赤 松 議 長 7 番 赤 松</p>	<p>「議長7番」</p> <p>「赤松議員」</p> <p>反対の立場から討論を行います。</p> <p>一般会計補正予算第5号の中で、7款1項2目商工振興費の観光宿泊事業者応援事業費補助金3千379万5千円の補正予算は、当初予算に2千34万円を計上していたが、これを大幅に上回る利用者があったため、予算額をはるかに超えた5千413万5千円の割引金額が必要となり、その不足額を補正するものです。</p> <p>町としては、新型コロナウイルス感染症拡大等により経営に大きな影響を受けておられます観光宿泊事業者や、体験事業提供事業者を支</p>

	<p>援して、本町の重要な観光業に引き続き御活躍いただけるよう努めていかなければならないことは、十分認識しております。</p> <p>そのため町長はじめ、ふるさと創生課の職員の皆さんが一生懸命頑張っておられることも十分承知をしております。</p> <p>しかし、たとえ理由があるにせよ、事業実施のために作られた法令、ルールを外れた行為を認めることは、議会の使命である町の「行財政の運営や事務処理ないし事業実施を、全て適法・適正に、しかも、公平・効率的に、そして民主的にされているかを批判し監視すること」を、逸脱することになります。</p> <p>また、町政全般にわたる、法令に基づく事業の執行に、多大な支障、影響を与えることにもなるので、このような状況での松野町観光宿泊事業者応援事業費補助金交付要綱に基づく、補助金の追加補正は認めることができないとの苦渋な判断により、反対討論といたします。</p> <p>次に、原案に賛成者の発言を許します。</p> <p>(賛成討論 ～ なし)</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、議案第73号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 多数)</p> <p>起立多数です。</p> <p>したがって、議案第73号「令和4年度松野町一般会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p> <p>日程第5 発議第2号「松野町政治倫理条例の一部改正について」を議題とします。</p> <p>提出者に提案理由の説明を求めます。</p> <p>「議長5番」</p> <p>「森岡議員」</p> <p>それでは、提案理由を朗読いたします。</p> <p>発議第2号「松野町政治倫理条例の一部改正について」提案いたし</p>
議 長	
議 長	
5 番 森 岡	
議 長	
5 番 森 岡	

ます。

これは、地方自治法第112条及び松野町議会会議規則第14条第2項の規定により提出するもので、提出者、松野町議会議員森岡健治、賛成者、同じく近藤由美子、同じく加藤康幸、同じく山下智恵であります。

それでは、提案内容について御説明いたします。

近年、人口減少や高齢化の進行、新型コロナウイルスによる経済活動の変革など、社会情勢の変化とともに、地方の議会議員のなり手不足の問題は、全国的な課題となっております。

このような中、松野町の状況は、厳しい制約のある政治倫理条例のため、年金生活者あるいは町と関わりの少ない一部の自営業者等であれば、議員に立候補することができない状況でありまして、過去3期12年の経緯をみると、ただ粛々と改革改善のみえない議会運営が続いております。

このような状況を危ぶむ町民からは、特に動きのない議会に対して、敏感な反応を示しており、現在の政治倫理条例をいち早く見直し、少なくとも法令の定める倫理基準に回復し、活力と能力を備えた若い世代の有能な人材を登用し、議会運営の活性化と機能の保全に努めるべきであると、このような声がますます強くなっております。

また、平成2年に決議されました「町の発注する事業の請負に関する自粛決議」との整合性にも疑義があり、早期に是正すべきものがあります。

よって、松野町政治倫理条例第6条に規定されている「町の公共事業の契約に対する遵守事項」について、次のように改正するものであります。

議員及び町長等又はその配偶者、同居及び2親等以内の親族は、地方自治法第92条の2、第142条、第166条第2項、第180条の5第6項の規定及び「町の発注する事業の請負に関する自粛決議（平成2年12月27日決議）の趣旨を尊重し、町との請負契約並び

		<p>に下請工事に対して、いやしくも町民に疑惑の念を生じさせないようなことがあってはならない。</p> <p>第2項、一定期間にわたる継続的な業務委託契約及び一般物品納入契約は、前項の規定を準用する。</p> <p>以上となりますが、よろしく御審議を賜り議決いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。</p>
議	長	<p>しばらく休憩いたします。 (11:32)</p> <p>(休憩 11:32 ~ 再開 11:33)</p>
議	長	<p>それでは再開いたします。 (11:33)</p> <p>これから、本案に対する質疑を行います。</p>
2 番 関 本	議 長	<p>「議長2番」</p>
議	長	<p>「関本議員」</p>
2 番 関 本	議 長	<p>それでは今お配りしたものをしながらでいいですので、お答え願ったらと思います。</p> <p>提案理由で、まず最初1点目ですが、提案理由で平成2年に定めた「町の発注する事業の請負に関する自粛決議」と政治倫理条例との整合性を早期に是正されるべきとの説明でしたが、具体的に、いつ、どのように是正されたいのかが1点目です。</p> <p>次に、第6条の「ただし松野町契約規則第26条第1項に該当する場合を除くものとする。」を削除されておりますが、これは松野町契約規則で「100,000円を超えない指名競争入札による契約又は、随意契約を締結する場合」は、契約書の作成を省略することができることから10万円を超えない取引が可能となっていたが、わざわざどうして削除したのか。</p> <p>次3点目です。議員のなり手不足を確保するため、倫理条例を改正しようとするもので、議員及び町長等に関係する法人の請負は、最高裁判例では、町に対する請負額50%以内なら可能になると考えられるが、しかしながら町と取引がある個人事業主が議員を兼ねる場合には、地方自治法では、金額の多寡に関係なく禁じられるという大変不</p>



議 長  
5 番 森 岡

合理的な法律となっています。

このようなことから、現在、国会では法改正に向け取り組まれているが、協議が難航している状況にあることからこの問題は棚上げとなり、法人組織の議員の兼業のみ可能とする改正となり、不合理となる個人事業主の議員に対して、どのように考えておられるのか。

最後に、議員及び町長等が、政治倫理基準や町の公共事業の契約に対する遵守事項に違反する疑いがある時、町民や議員の審査請求に基づき、政治倫理審査会が審査する仕組みがほとんどの自治体で制度化されているが、今回の改正案は、公共事業の契約に対する遵守内容が曖昧な文面に変更するにも関わらず、万一に備えた疑惑の調査や審査制度を設けていない。町民から聞かれた時、一体誰がどのような方法で、請負関係にある議員や町長等の事業量等を調査するのか、また、疑惑が生じた場合、どのような機関がどのような方法で判断等を行っていくのか。

以上が、私の森岡議員に対して聞きたいことでございます。

よろしく申し上げます。

提案者。

それでは、どのように是正されるのか、また、10万円を超えない、わざわざどうして削除されるのか、不合理な個人事業主の議員に対してどのように考えるのか、どのような方法で判断等を行っていくのかについてなんです、私が提案してるのは、松野町の若い方、有権者25歳以上の方が、誰でも議会に出て、町の取り組み、それに意見も申し、また、ともに発展をさせていくためには、どうしても細かいことにこだわることはないと思います。

否定的な考えでは、人口減が進んでいくこの現代社会に対応できなくなり、ますます議員のなり手が不足してくると考えております。

関本議員言われましたが、これだけ全部言われましたけども、考え方ひとつなんですよ。

一定の人しか立候補できない条件というのは、これは若い世代の、町

に何らかの関わりのある人たちが幅広く立候補できなくなる。新しい風を吹き込んでいただきたいと考えております。

それで、なんで早く、そんなに急ぐんですかって言われますが、これ4年かかるんですよ、次の選挙。4年向こうに今の松野町の人口どれぐらいになると思いますか。考えられてますか。地元何軒残られます。

私はそれが、今、以前説明がありましたが、松野町の人口が、何年前かな、2030、30年じゃないな。今から15年、2、30年した時には、千何人になるというデータが出ていますが、そんなもんじゃない、もっと早いですよ。ひょっとしたら15年ぐらいで、そういう数字が出てくるのではないかなと、私、この12年間議員務めさせていただいた時に、その人口を見たら、千人亡くなられてる方と、転出されてる方とおるわけです。だから議員のなり手不足も考えられるわけです。

それで、じゃあ今の若い方のデジタル社会、国も進められてますが、今それを活用したこの松野町の社会づくりをするに、行政だけじゃない、行政の考えをそれでいいのか、いわゆる先ほどもありましたが、議会はチェック機関であります。しかし、提案議会でもあります。

その辺を多く考えると、これ全部を含めての回答でこらえてください。一定の人しか立候補できないっていうこの条例に関しては、若干不合理があると、そういう回答です。

2 番 関 本  
議 長

「議長」  
「関本議員」

2 番 関 本

分かったような分からんような、なかなか私には理解しにくいような御回答でありましたが、最初からこの問題が協議される時に、何で今の条例がそれほど邪魔になるのだろう。そればかり私は、考えておりました。

そして、何回か言うたように、いろんな方に意見も聞きました。

それで、これ改正後の、改正、現行から改正後に、いやしくも町民に対して、疑惑の念を生じさせることがあってはならないというの

		<p>が、これ平成8年のやつにも、同じこの条例を作っておりますけども、それが問題があったために作られた今の現行の条例だと思っておりますので、本当にこの条例を簡単にないものにしていいもんだろうかと、いまだに思っております。</p> <p>以上です。</p>
5	森岡	答弁ありますか。
2	関本	答弁をお願いします。
5	森岡	<p>ちょっと失礼なことを言いましたら、先におわび申し上げます。</p> <p>いろんな方に聞かれたと言われますが、私は、私の支持していただいた方、私に、代表で出させていただいておりますので、私は、前回の523票の方は、確実におまえに託す、また気持ちをどうしても、つながり上、気持ちはあるんだけど、という方も、やはり数百人の方おられます。そういう方の意見は、私が、もう全部背負ってますんで、私の考えに、反対じゃと言って言われる方は、私はいないと、私の考えに賛同してもらえるものだと理解しております。</p> <p>もう1点なんでしたっけ。</p> <p>いわゆる、この町において町の取引をする議員が、議員を選択するかしないか、町との取引をするか議員を選択するか、こんなこともおかしい話で、本町に合った考え方、国は、この議論をしていただいておりますが、なかなか結論が出ないと思います。それは、地域によって、人口、地形、生活スタイル、全てにおいて異なりますので、私は本町に合った自治スタイルを作るべきだと、そういう感じで思って提案しておりますんで。</p>
2	関本	「議長」
議	長	「関本議員」
2	関本	<p>森岡議員と私とが、これ意見を述べよっても、何遍話しても、恐らく平行線と思いますが、最後に1つだけ、ちゃんとしてもらったらと思っておりますのは、もし町民から、ちょっとおかしいんじゃないかと言われた時に、どのような方法で請負関係にある議員や町長等の、事</p>

<p>5 番 森 岡</p>	<p>業量等を調査するのか、そこらを聞きたいと思います。</p> <p>議会規則の中で4分の3の議員が、それに対してその問題に対して異議がある場合、どうか、そういうことを上程された場合は、釈明するような場も設けないといけないし、また議長の権限の中で、議員の罰則規定いうのもあります。</p> <p>しかし、国の定める自治法の中に、その辺に関しても書いてあります。だからそこで議会として、本人を問うんじゃないんですね。だから、本人があくまでも、違反をした場合においては、本人の考え方によりますが、これ国は50%まで認めとるんですよ。認めてるとい うか、法律裁判で、50%は妥当だという話もあります。ですから、町の発注側からとしても、決算報告を年に1回は、指名願とか、いろいろそれによって全部添付書類があります。だから、それを発注側も確認して、その指名通知を出しますんで、その辺は、多分、引っかかることはないんじゃないかな、行政側もその辺は注意していただ いておる。これは建設業法でもう載ってますんで、うたわれてますから、それがないと入札できませんので、以上です。</p>
<p>2 番 関 本</p>	<p>もうひとついけませんかね、議長。</p>
<p>5 番 森 岡</p>	<p>4回ですよ。</p>
<p>2 番 関 本</p>	<p>お願いできませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>「関本議員」</p>
<p>2 番 関 本</p>	<p>かまいませんか。</p> <p>最後に聞きたかったんですが、その個人事業主の場合は、どうい うふうな対応をしたらいいか、そこらも1つ聞きたかったのですが。</p> <p>それと、議会内で、そういうふうな審査いうか、恐らくこれは、4 分の3の議員の賛成でいいということであれば、そういう以前に、そ ういうことのないなあが原因で改正されたと思うんですよ。</p> <p>町内の審査員らでは、恐らく調査することは難しい、そこで意見い うことはなお難しいと思います。どうい うふうな調査員を設けるのか をはっきりしてください。</p>

<p>5 番 森 岡</p>	<p>以上です。</p> <p>本当にこれで終わります。</p> <p>個人事業主は、法律で、地方自治法でうたわれてますんで、法人に していただかないといけませんよね。株式会社、今は有限会社ありま せんので、株式会社ですね。で代表者が変わる。</p> <p>だから、主とたる議員が携わってはいけないということです。</p> <p>それと、以前の経緯は何でって、私ここの場ではよう言いません、 これは。</p> <p>これは、いろんな話がありますんで、これは自分の足で確認とって ください。なせこういう条例を、22年ですか、改正されたその時の 意図。</p> <p>ま、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかは質問ありませんか。</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>「議長7番」</p>
<p>議 長</p>	<p>「赤松議員」</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>今の質問を聞いておりましたら、森岡議員の答弁、はっきり言わし ていただいて、この質問に、具体的に、正確に私どもが分かるように、 の内容とは、私が聞き取れませんでした。</p> <p>しかしまず最初に議長にお許しをいただいたらと思いますが、この 本案は、大変重要な議案だと思っております。これは発議でございま すので、発議だと思っております。ですから規定によりますと、質疑 の回数は3回を超えることができないという規定でございしますが、特 に議長の許可が得た時は、この限りでないという取決めになっており ますので、今からの質問の内容においては、3回を超えることもあろ うかと思っておりますので、まずもってお許しを願いたいと思います。</p> <p>かまいませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>(・・・・・・・・)</p>
<p>7 番 赤 松</p>	<p>それでは質疑をさせていただきます。</p> <p>今回この条例改正を提案されたのは、森岡議員でございます。</p>

そしてその賛成者に3名の議員が賛同をされております。

しかしこの条例は、あくまでも森岡議員が考え発議をされておりますので、分からんとか、というような回答は、本来でしたらあるべきではないと思います。この内容が分かるとするのは、あなたしか分からないわけでございます。ですから、今から質問いたします内容については、分りやすく、これ議員だけじゃありません。条例というものは、松野町の定めでございますので、町民の方が全ての町民の方がこの条例を見た時に、「ああ、こういうことを言いよるんか」、「ああ、こういうことが規定されとるんか」、「ああ、こういうことしたらいけんのか」ということが分からなければ、条例として機能しませんし、町民の方も、納得できないと思います。

そういうことを踏まえたら、発議者の責任は重いと思いますので、そこら辺をよく踏まえて回答をお願いしたいと思います。

今ほどの関本議員と重複する質問も質疑もございまして、そこら辺は、私も同感で思うことでありますので、重複をお許し願いたいと思います。

今回提案されております内容として、その条例改正の今回今までに協議した中で、古い考え方では、いつまでたっても町の発展性はないというような御意見もございました。今回この発議の内容を見てみますと、30数年前に町議会で決議された、自粛決議の趣旨を尊重するとし、「町との請負契約並びに下請工事に対し、いやしくも町民に対し疑惑の念を生じさせないようなことがあってはならない。」と抽象的な記述になっておりますが、お聞きしますが、決議では請負額が40%を超えることのないよう抑制するとか、請負額の決算状況を必要の都度公開すると書かれておりますが、このことを分りやすく、もう少し町民はじめ皆に分かるように、具体的な説明をお願いしたいと思います。

数点あるんですが、一問一答のほうがいいですか。

そしたら3回をオーバーすることになるかもしれませんが、そこは

議 長	お許しをいただいて、今の件で御回答をお願いします。
5 番 森 岡	森岡議員、議長の許可を得てから発言をお願いします。
議 長	はい。よろしいですか議長。
5 番 森 岡	「森岡議員」
	今ほどの赤松議員にお答えいたします。
	ここの私が今、赤松議員が言われる、この平成8年度の自粛決議、その自粛決議の書類、町民にここですか、町民に疑念の念を生じさせないことに対して、その書類がどういう具合にされるか。
	建設業法並び町の指名願等々を提出する際に、決算状況、年に3年間分を提出いたします。で、それをもとに、今私が提案してる内容は、以前の自粛決議によると、40%となってます。この平成2年の分に、改正しようとするものですが、これは、ですから例え、単純に1千万、年間売上げの方が、いう場合は、400万ですよ、もうそれは、行政側として発注する金額がもう出てますんで、その中で指名する場合、行政側も分かると思います。それで、請負側も今は、予算が公開されてますから、入札価格ですから、それは行政側、事業者側、両方とも理解ができてるものと思っております。
	先ほどの件、これでよろしいですか。
7 番 赤 松	「議長7番」
議 長	「赤松議員」
7 番 赤 松	まず基本的に今40%と言われましたが、そこがお聞きしたいんですが、今回の改正案では、その平成2年に決議しました議会決議をもとに、これを尊重するというような表現になっておりますが、この請負率ですらえね、その法人の1年間の事業量に対して、その企業が、何%町との契約をするかという比率でございますらえね、今、いみじくも40%との数字を具体的に言われましたが、最高裁の判例では、50%を超えることはできないという判例になっておるわけですが、今、森岡議員が考えておられるのは、そしたら数字で言えば40%を、この条例に適用するというお考えでしょうか。

そこは各自治体によって、50のところあります。40のところ、30のところ、いろいろございますが、松野町の今回の改正案は、40%を基準にするというお考えでしょうか、そこが1番大事な基本的なことになるわけでございますが、そこを確認すること、これ今回の改正案は、今申し上げましたように、平成2年の議会議決をもとにするということでございますので、この条例だけを見たら、40%という数字は、本来でしたら、私がお願いしたいのは、その、この改正の条例に40%という数字を入れておられれば、町民の方もこの条例だけを見た時に、松野町は40%というボーダーラインを考えられておるのかということが分かるんですが、この条例には一切そういう数字は載っておりません。

ですから、わざわざその平成2年の議会議決を遵守するというか、趣旨を尊重しという表現になっておりますが、何でそういう平成2年の議決をここの改正条例に入れ込まれるのか、そういうのが、ここに何で、条例そのものに40%というような表現をできるような条文にされなかったのか。

そこが私は大変疑問に思うんですが、そこら辺の考え方も教えていただいたらと思います。

まず、そこをもう少し、はい。お願いします。

5 番 森 岡  
議 長

「議長」

「森岡議員」

5 番 森 岡

このなんで、この平成2年の分に戻すか。

ここで平成2年の時に、各先輩議員の方々が、松野町の議会議員は、自分の身を削る思いで、40%を超えないようにという非公務員として携わることがある、なので40%を超えないようにするという議決がありますが、私は、本来であれば、国の判例に基づく50%にしたいです。でもしても、別段書いても問題はないと思いますが、ただそれでは、議員として、町民にやはり議員としても、それだけ努力をしてる。そういう意味で、この40%をうたっているわけですから、今



	<p>回も、それに、30年前ですか、約30年ほど前の決議案に戻したらという考えです。</p> <p>ただ私が今回提案してるのは、なり手不足っていう問題なんですよ。これがあるがなかろうか、地方自治法でちゃんとうたわれてるんですよ。ですから、うたわれとる法律でうたわれとるんで、そこでもういいんじゃないんですか、ここの松野町は。</p> <p>人口も少ないし、愛媛県と比べてもいけませんよこれ。</p> <p>私思うのは。</p> <p>だから、国では、妥当な考えは出ないと、よう出さないというので今止まっているんでしょ、話。国、これは国としても、100%にはようしないと思いますよ、私の考えでは。</p> <p>議員だから、議員は、自分の身を削って町民に奉仕をしないといけないという意味において、こういう倫理条例ができてはいるはずなんで、私は今回は、こういう規制どうのこうのは、実際は、私の気持ちは除けたいです。除けたいけども、これは、前議員さんたちが考え抜いてこの決議文を作られたわけですから、この辺については、私も尊重したいなと思って、このまま提出させていただきました。</p> <p>ただ、今回の私の提案は、こういうことではない。ただ、若い方が出やすいように、有能な人材の活躍の場を阻害することができないと、そういうつもりで提案していますので。</p> <p>以上です。</p>
7 番 赤 松	「議長7番」
議 長	「赤松議員、最後になりますので。」
7 番 赤 松	いや、最後やなしに大変大事な内容でございますので、3回を超えることを議長の権限で延ばしていただきますことを、よろしく願い申し上げます。
議 長	はい分りました。
7 番 赤 松	はい。
	それでは引き続いて質疑をさせていただきます。

今、森岡議員のお話を聞いておりましたら、若手を、若手が議員になるために、それが最優先で、こういう条例を変えればええ、その条例の中身については、そうさほど気にしなくてもいいというような、私は捉え方をしたわけですが、若手登用するためには、したら行政いうもんはあらゆるものを、今の言い分から、お考えからすれば何でも最優先にすべきというように捉えるんですが、そういうものでしょうか。

それはもうあまりにも、何といおうか、行政というのは、若手ばかりじゃありません。今高齢化の社会でございます。松野町特に高齢社会になって、高齢町になっております。そういうことは無視して若手のためなら何でもありというような基本的な考え方はおかしいと、私は思います。

そういうことを踏まえて、再度、お聞かせ願いたいと思うわけですが、今話聞いておりましたら40%を、この決議文の40%を採用するという話でございますが、本当は本心は50%のほうがいいとかなんか、そのようにとられる説明でございましたが、条例の趣旨から言うたら、そがに50%がいいと言われるんでしたら、こういうような32年前に作られた議会議決を基本とされるのではなく、はっきりと今回の条例の中に、50%を入れる改正をしますと言われるほうが、議会をはじめ町民の方もはっきり分かるのではないのでしょうか。

こういうような、人の捉え方によって、幾らでも取れるというか、考え方が決めかねるといような、そういう条例、規則というものは、私は、よろしくない条例だと判断いたします。そういうことで、続いて、お聞きしたいんですが、これに関連ございますが、議員の兼業禁止の判断は、先ほどから出ております地方自治法第127条第1項の規定により議会が行うことになり、この場合において、出席議員の3分の2、本町でいいましたら4人以上になろうかと思いますが、の、多数により決定されることから、しがらみの多い本町のような小さな

<p>議 長 5 番 森 岡</p>	<p>町の7人の議員で公正な判断ができるのか、大変危惧いたすものでございます。</p> <p>このようなことから、多くの自治体では、政治倫理審査会を設け、遵守すべき政治倫理基準や請負の規制に違反する疑いがある時は、その結果を公表したり、違反者への制裁措置を行う仕組みが規定されておりますが、本町の政治倫理条例では、町長、議員、議員等々の請負契約などに対し、曖昧で、今ほど申し上げました平成2年の議会議決を引用する規定に変更をされ、町民が判断をしかねない条文になっておりますが、どうしてこの改正文に政治倫理審査会を設けて、皆さんが安心できる、そういう条文にされなかったのか、その理由をお聞きしたいと思います。</p> <p>「森岡議員」</p> <p>はい。</p> <p>私は曖昧とは思いませんけど、議員は、町民に奉仕の気持ちで、議員になっておりますんで、議員の資質があります。問われるようになりますんで、それはもう各議員が、理解していただく。それが、この本町において、この小さい町で、皆がやっていくには、お互い信頼関係がないと何もできないんじゃないですかね。私は思います。</p> <p>その4分の3、議会の中で、一応これは、議員必携のほうでもうたわれていますが、これを審査会、確かにそれもいいかもしれませんが、でも、それをすることによって、一個人をいわゆるあれですよ、信頼していないということにもなりますし、これ万が一裁判になった時にはどうなりますかね。実際にそれが起きたか、起きてないか、だからそしたらその審査会は、どちらが、どなたが、その費用を出すんですか。</p> <p>私はそういう議会じゃないと思う。議会は、やはり意見は交換、いろいろ意見の違いはありますが、松野町の議会は、できる限り一つに、考えが最終的になる、信頼を持った議会であるというのが一番好ましいと私は思っております。</p>
------------------------	--

ですから、後もう1点は、その40%に関しては、国は国ですから、国は50%ってなってるんですけども、一応、私らも一遍にそういうことをしていいか、別段しなくてもいいか、思います。国に準ずる、でいいかもしれません。それやったら、前回した人らの気持ち、議員が自らが、いうそこら辺の気持ちを、心情を酌み取って、私は40%という提案にさせていただいておるわけですから、今回は、このことを、平成2年度の自粛決議に戻すということで、それによって、若い、若いといっても、いろいろあります。今、全体的に年齢が上がってますんで、しかし松野町の商売している方、建設業を営んでいる方、町と何らかの関わりのある方が、幅広く出ていただく、そこが若いという、高齢者だけが、ばっかりの議会になっても、これはちょっと前向いて、今の時代対応し切れないところが出てくるんじゃないかなと思います。

以上です。

7 番 赤 松

「議長7番」

議

長

「赤松議員」

7 番 赤 松

大変焦点をずれたような答弁に私は聞こえるんでございますが、私が言いたいのは、それは今言われるように、性善説に基づいた考え方であれば、そういう審査会も必要ないと思われませんが、この世の中、残念ながら全ての方が、ルールや法律を守られる方ばかりではございません。やはり、そういう法律等を違反するようなことがあった場合に、やはりその場合の対処方法とか、町民の方が、議員が、ちょっと政治倫理条例の基準に外れた行動をされておるのではないかというような疑問を持たれた時に、どこにその話を持っていけばいいのか、その話を誰が受けるのか、それについて、誰が、判断をしていくのか、そういうこと、私も今、現実にこのおった時にそういう問題が起きた時に、今私が申し上げたようなことが、私自身、松野町の場合どうしていいか分かりません。ましてや町民の方がそういう現実に目にされた時に、「どのようにするんですか。」いうて、その方も分からな

		<p>いと思いますし、私ども議員に聞かれても、明確な答えはよう出せないわけでございます。ということから、もしそういうことが起きた場合には、こういう審査会等を設けて、こういうことに判断をしていくような仕組みができておるので、そこに、したが、すべきじゃというはっきり道筋ができるやないですか。そういうものも全然これ、ないということ、私は言いたいわけでございます。</p> <p>そこのようにに思われますか。</p>
議	長	「森岡議員」
5	番 森 岡	はい。
		私は、初めから、ありきという考え方はおかしいなと思います。
		あのまあそれで。
7	番 赤 松	「議長7番」
		ありきの話ではなく、万一そういうことが起きた時にどうするのかという話をしているのであって、そんなことが起きたらおかしいというような、そんな議論をしているわけでは、これ条例を町民の方が、従っていただく法律を今審議しているんですよ。
		個人の、いろんな行政に対する考え方を主張する主張会じゃございません。そここのところをよく踏まえて、正確な答弁をお願いします。
議	長	「森岡議員」
5	番 森 岡	はい。
		なったらどうするのか。いや私は、自らが、ならないように努めなければならぬのが議員でしょう。そう思います。
議	長	「赤松議員」
7	番 赤 松	もうあの、話がかみ合いません。正直言って、もう質問を止めます。
		あの後は、討論でまた意見を述べさせていただいたらと思いますので、以上で質疑を終わります。
		ありがとうございました。
議	長	ほかにありませんか。
		これで質疑を終わります。

	<p>お諮りします。</p> <p>ただいま議題となっております発議第2号は、即決したいと思いま</p> <p>す。</p> <p>御異議ありませんか。</p> <p>(沈黙)</p>
議 長	<p>御異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、発議第2号は 即決することに決定しました。</p> <p>続いて、本案に対する討論を行います。</p> <p>まず、原案に反対者の発言を許します。</p>
7 番 赤 松	<p>「議長7番」</p>
議 長	<p>「赤松議員」</p>
7 番 赤 松	<p>松野町政治倫理条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。</p> <p>本条例は、議員や町長、副町長、教育長の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、町民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使用することによって、いかなる報酬も受領しないことを町民に宣言するとともに、法令及び町工事等の請負に対する遵守事項を定め、町政に対する町民の信頼に応え、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的に制定されております。</p> <p>地方自治の基本となる地方自治法では、普通地方公共団体の議会の議員は、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与することにより、直接間接に、当該団体の事務や事業に関与するものであるため、議会運営の公正性及び事務執行の適正性を確保するため、当該団体との関係において、請負関係に立つことが禁止されております。</p> <p>これに基づき、平成22年に本町の政治倫理条例を、主に、町の公</p>

共事業の契約に対する遵守事項で、議員及び町長等又はその配偶者、同居及び2親等内の親族が経営している企業は、町が行う工事等の請負契約並びに町工事の下請工事、一定期間にわたる継続的な業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退しなければならないとの条文に改正されました。

今日の小規模町村の議会は、人口減少や少子高齢化が進む中であって、議員のなり手不足が問題となっており、本町においても同様に、なり手不足を来たしていることから、今回この条文中、「町が行う工事等の請負契約等を辞退しなければならない」を、「町民に対し疑義の念を生じさせるようなことがあってはならない」という内容に緩和して、建設業や商工業者等の方が、町に対する請負業務を辞退することなく、議員や町長等に就けるようにしようとするものであります。

しかし、過疎地を中心に全国共通の問題である議員のなり手不足の解消には、議会や議員の魅力の減退、議員報酬や選挙条件の悪さ、高齢化や自営業、農業の変化による地域力の減退、兼業禁止、兼職禁止等の法制度などが要因であると言われております。

なり手確保のためには、まず我々議員は、多くの住民としっかり意見交換をし、議員同士の議論や政策提言、そして行政チェックといった役割を果たし、ほとんどの市町村議会が実施している議会広報の発刊等を行うなど、議会や議員への関心度を高める努力をすべきではないかと思えます。

また、政治家の倫理といえ、真っ先に頭に浮かぶのは、金の問題で、国や地方を問わず、地位を利用した口利きや利益誘導などの疑惑は後を絶たず、近年でも、県内4市町で、公共事業をめぐる官製談合が摘発されており、このことは決して他町村の出来事とは思わず公職の立場にある我々も、真摯に受け止めていかなければならないと思えます。

このような状況下であって、来年2月の議員選挙を目前にして、この問題を数回の議員全員協議会で、結論ありきのような深みのない内

容による議員間の協議によって、町政運営に大きな影響を与えるとともに、住民に最も密接で重要な、町議や町長の立候補に関わる、兼業問題を時代の流れに逆行し、曖昧で、事実上骨抜きのような内容に変更すれば、議会における立場等で新たな問題が生じ、今後の町政運営に禍根を残すようなことにならないか、大変危惧するものであります。

ただいまの疑問点の質疑によって、十分お分りになられたと思いますが、私の12年間の議会活動で、このように多くの問題点を含んだ不備な条例が提案されたことは、過去になかったと思います。

条例を議会で議決すれば、例えどのような内容であっても、松野町民は、これに従っていただき、町政運営に協力していただければならないのです。

今後、町民から、不審や疑惑が生じないためにも、今回の拙速な政治倫理条例の改正は一旦見送り、多くの町民の皆さんが、安心して御納得いただけるような、取り組みをしていくべきだと考えます。

発議者の森岡議員をはじめ、3人の賛成の議員の皆さん、この状態で、条例を議決することは、町と議会にとって大きな汚点になると思います。

どうかこれまでの議員間の協議を思い出し、今ならまだ間に合いますので、もう一度、再考していただきますことをお願い申し上げます。反対討論といたします。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

「議長3番」

「山下議員」

松野町政治倫理条例改正案に賛成者の立場から、意見を述べます。  
本条例は、町制が、町民の厳粛な信託によるものであるため、その負託に応えるために、議員並びに町長等の政治倫理規律の基本となっており、公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的に、平成8年に制定されました。

議長  
3番 山下  
議長  
3番 山下



その後、平成22年に兼業禁止について、10万円以上の請負契約はできないとする、より厳しい内容へと改正され、現在に至っております。

当時は、そのように制定された条例が意義あるものとして、議論を重ねた上で制定されたものと推測します。

しかしながら、議員のなり手不足が危惧されている現在では、この条例をこのまま維持していくことは、松野町の発展に寄与したいという意欲のある町民に対して、議員に立候補することを思い止どまらせる大きな要因の1つとなっており、住民の大切な権利を奪ってしまうことにつながるのではないかと懸念の声が大きくなっております。

議員は、住民全体の代表として、多様化しているニーズや民意を集約し、町としての意思を形成する機能や執行機関を監視する重要な任務を有しておりますが、そのためには、議会の意思決定に住民の意見を反映させることが重要であり、公益性を保つためには、女性も含め、様々な年齢層の住民から選出された議員によって、議会が構成される必要があります。

今後の人口減少や高齢化の進行が避けて通れない中、将来的に選挙における投票率の低下、無投票当選の増加、更には定数割れの常態化など、議会を維持することが困難な状況に直面すれば、住民自治の根幹を揺るがす事態になりかねません。

反対される意見の中には、議員の権限や地位を利用して、自己や特定の団体に有利に取り計らいをするのではないかと懸念も聞かれますが、現在では、工事請負契約に限らず、情報公開の原則から、様々な情報が一般公開されていることから、議員の特権を不正に行使できるとは言えず、過剰とも言える規制は、有能な人材を排除してしまうことになりかねません。

来年2月には、本町でも議員選挙が予定されており、町内の働き手として、経済を支えている世代の中には、純粋に次世代の松野町を真剣に考え、町の活性化のために行動している人材がたくさんおりま

		す。
		倫理条例は、自らを律し職務執行の公正と適正を確保するために必要ではあります。しかし、法令に違反しない範囲において条例を改正し、若い年齢層や女性が、働きながらも積極的に町政に参画できるよう、民主主義にのっとった被選挙権の保障をするべきであると考え、本件について賛成討論といたします。
議	長	続いて反対討論を許します。
		(反対討論 ～ なし)
議	長	次に賛成者の討論を許します。
6 番 加 藤	議 長	「議長6番」
議	長	「加藤議員」
6 番 加 藤		賛成討論、最後になりますが、発議第2号に賛成の立場で、広い意味で討論を行います。
		皆さんも御存じのように、全国で人口減少が続く中、地方議会は、近年、なり手不足が深刻化している状況にあり、まして県下最小の我が町では、更に追い打ちを受けるように深刻化しているのが現状であります。
		よって、今回の松野町政治倫理条例の一部を改正し、それを緩和し、小さな町での、現代に合った、議員像を導きたいと私ながらに思っております。
		そうかと言っても、まだまだ残された多くの課題があり、なり手不足解消にはまだまだ及びませんが、これが1つのステップとして、まずはこの案を期とし、現状を踏まえ、若い世代そして各分野、様々な業種に関わっている皆さんに幅広く議員の必要性、魅力を感じ取っていただき、総合的に関心を持って、なり手不足に少しでも歯止めをかけ、我が町の将来が、なお、すばらしいものとなるよう私ながらに願っております。
		とある新聞の記事によると、現在求めている議員像とは、多くの議員が、福祉、建設、教育など各専門分野の能力を高めることがこれすな

<p>議 長</p>	<p>わち議会力と、そのようにうたっております。</p> <p>そうした中、その議会力を発揮するために、条例を少しでも緩和することが必要であろうと思っております。</p> <p>今回の改正案こそが、議員なり手不足解消の1つの原点だと私なりに認識しており、更には議会の活性化、我が町の活性化、同時に、町の発展につながるものと、私なりに確信しております。</p> <p>以上を踏まえて、議会改革のワンステップではありますが、どうか町民の皆さんをはじめとし、理事者共々御理解していただき、今日出席の議員各位の賛同を得たいと思っております。</p> <p>どうかよろしく願いをいたしまして、賛成討論といたします。</p> <p>これで討論を終わります。</p> <p>これから、発議第2号を採決します。</p> <p>本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。</p> <p>(起立 ～ 多数)</p>
<p>議 長</p>	<p>起立多数です。</p> <p>したがって、発議第2号「松野町政治倫理条例の一部改正について」は、原案のとおり可決することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>これで会議を閉じます。 (12:40)</p> <p>町長から閉会挨拶の申し出がありますので、これを許したいと思います。</p>
<p>坂本町長</p>	<p>「議長」</p>
<p>議 長</p>	<p>「坂本町長」</p>
<p>坂本町長</p>	<p>それでは、第5回臨時議会の閉会に当たりまして、議長のお許しをいただきましたので一言御挨拶を申し上げます。</p> <p>議員各位におかれましては、提出いたしました議決案件につきまして、慎重な審議を経て議決をいただきましたこと、誠にありがとうございます。</p> <p>審議を通じ、頂戴いたしました御意見につきましては、今後事務事業の推進執行に役立てて参りたいと存じます。</p>

特に、観光宿泊事業者応援事業につきましては、いただきました指導、指摘を真摯に受け止めまして、事務と手続にこれから不備がないように改めつつ、事業効果を更に継続していくために取り組んで参りますので、よろしく御指導のほうをよろしくお願いいたします。

また先ほどの政治倫理条例の改正の議案では、議員各位の熱のこもった松野町の未来を思う真剣な討論がなされました。議会として重要な決断をされたことに敬意を表したいと思います。

新たな条例のもとで、議員のなり手不足の不安を解消し、町民の負託にしっかりと応じられる議会になることを期待し、またお願いをしたいと思います。

あわせて、今アメリカでは、中間選挙が実施され、民主党と共和党が激しい選挙戦を繰り広げ大接戦となっておりますが、これがいささか激し過ぎて、国を2つに分断し、対立させる恐れもはらんでいます。

この政治倫理条例の改正につきましては、意見の相違はあったものの、1つの結論を得たわけでございますから、これが原因で、議会内の対立、あるいは町民意見の分断につながらないように、釈迦の説法ですが、議員各位の御配慮をお願いいたします。

さて、来る20日は、愛媛県知事選挙の投開票日です。

選挙の適正な執行はもちろん、1人でも多くの皆さんに投票いただくよう啓発を行い、投票率向上に努めていきたいと考えておりますので、議員各位の御理解御協力をお願いいたします。

これからの季節深まりゆく秋の中で、滑床溪谷の紅葉が見頃を迎えます。コロナの影響はまだまだ厳しいものがありますが、逆境をはね返して、民間事業者の方たちとともに、観光を通じた地域経済の活性化に引き続いて取り組んで参ります。

また、今月23日には、奥内の棚田まつりが開催される予定です。奥内の里保存会の皆さんと商工会が中心となって、地域の資源を活用した交流と文化的景観の活用を図るモデル的な事業であり、町外からの来場者の皆様にも、心に強く残るイベントになるのではないかと思います。

議

長

いますので、この機会に国のつなぐ棚田遺産にも認定されている奥内の里を是非訪れていただきますようお願いいたします。

さて来月は、12月定例議会が予定されており、これが今議会の任期最後の定例会であります。

どうぞ残りの任期に当たりまして、勇退をされる議員さんも、再び挑戦をされる議員さんも引き続いて、町政推進への御理解御協力を、残された任期しっかりと果たされるようお願いを申し上げまして、議会閉会の御挨拶といたします。

本日はどうもありがとうございました。

以上で、令和4年第5回松野町議会臨時会を閉会します。

(12:44)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

松野町議会議長 村尾 重利

第1日目 松野町議会議員 加藤 康幸

同 上 赤松 紀幸